

●香川県告示第388号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により地方卸売市場の廃止の許可をしたので、卸売市場法施行条例（昭和46年香川県条例第30号）第22条の規定により告示する。

平成25年8月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止しようとする地方卸売市場		地方卸売市場の開設者		許可番号	廃止予定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
丸亀水産地方 卸売市場	丸亀市港町307 番地	株式会社丸亀 魚市場	丸亀市港町307 番地	第27号	平成25年8月31日